

独立行政法人福祉医療機構の 平成24年度の業務実績の評価結果

平成25年8月13日
厚生労働省独立行政法人評価委員会

1 平成 24 年度業務実績について

(1) 評価の視点

独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）は、特殊法人社会福祉・医療事業団の業務を承継して、平成 15 年 10 月に新たに独立行政法人として発足した。また、平成 16 年 4 月より、特殊法人労働福祉事業団の廃止に伴い、その業務の一部である労災年金担保貸付事業を承継し、さらに、平成 18 年 4 月より、特殊法人年金資金運用基金の解散に伴い、その業務の一部である承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務を承継したところである。

当委員会では、「厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準」等に基づき、平成 23 年度までの業務実績の評価において示した課題等のほか、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から示された「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日制定、平成 22 年 5 月 31 日改正同委員会。以下「政・独委の評価の視点」という。）や「平成 23 年度における厚生労働省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」（平成 25 年 1 月 21 日同委員会）等も踏まえ、評価を実施した。

(2) 平成 24 年度業務実績全般の評価

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET 事業）、年金担保貸付事業、労災年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務といった国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に運営していかねばならない。

こうした中で、効率的かつ効果的な業務運営が行えるよう、理事長が主宰する経営企画会議などを通じて、迅速かつ的確な経営判断の実施、組織内での情報の共有、問題意識の統一や理事長の経営姿勢、考え方などの役員・幹部職員への浸透などを図るとともに、組織内のイントラネットを活用し、全職員にももれなく伝わるようにするなど、理事長の意向が組織運営に反映される統制環境の整備を推進している。

このような業務運営体制のもと、東日本大震災への対応においては、昨年度に引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため、必要な資金の融資や優遇措置などを実施するとともに、関係部署が連携して、平成 23 年度末における返済猶予中の貸付先全てに対する実地調査等の実施、被災 3 県における復興支援セミナーの開催など、多岐にわたる事業を実施している福祉医療機構の特長や専門性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図り、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

また、業務の実態を踏まえ、継続的に業務運営体制を見直しており、平成 24 年 4 月の組織改正においては、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減している。一方で、ガバナンスの更なる高度化を図るため総務企画部内に業務管理課を新設し、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を推進するとともに、横断的な組織として関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、各事業におけるリスクの洗い出しや分析を行い、リスク管理態勢方針案を作成するなど、業務間の連携強化により、リスク管理態勢の更なる強化・充実を図っている。

一般管理費等の節減については、業務方法の見直しによるコスト削減を図るとともに、各職員に対するコスト意識の徹底に努めた結果、中期目標期間の最終年度である平成 24 年度において中期目標（平成 19 年度予算と比べて 15.5%の縮減）を大きく上回る 21.6%の額を節減している。

随意契約の適正化については、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）に基づく取組みを着実に実施し、競争性のない随意契約は平成 24 年度において 6 件となり、

契約件数ベースでは前年度に引き続き計画を達成している。

福祉医療機構の給与水準については、適正化に向けた取組みとして組織のスリム化の推進や機構独自の本俸引き下げ、平成 24 年 4 月より国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施等により人件費を平成 17 年度との比較において 22.1%の削減を実施した結果、平成 24 年度（平成 25 年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は、概ね 100 ポイント（100.4 ポイント）となり計画を達成し、給与水準の適正化に努めている。

各事業における業務実績を見ると、福祉貸付事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備を支援している。

また、医療貸付事業についても、福祉貸付事業と同様に、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、介護老人保健施設の介護基盤の緊急整備など、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する施設の整備・運営を支援している。

退職手当共済事業については、退職手当金支給に係る平均処理期間が中期計画の目標値（75 日）を大幅に上回る実績（36.9 日）を上げ、利用者サービスの向上を図っている。また、電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上等に努めた結果、91%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得ている。

これらを踏まえると、平成 24 年度の業務実績については、全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、国の政策と利用者ニーズに的確に対応した業務展開を期待する。

なお、中期目標に沿った具体的な評価結果の概要については 2 のとおりである。また、個別項目に関する評価結果については、別紙として添付した。

2 具体的な評価内容

(1) 法人全体の業務運営の改善に関する措置について

① 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備

福祉医療機構の経営理念である民間活動応援宣言の具体化に向けて、理事長の指揮のもとで、福祉医療機構に期待される社会的使命を効率的かつ効果的に果たすための業務運営体制の整備を推進している。

具体的な取組みとしては、トップマネジメント機能を補佐するために、理事長が主宰する経営企画会議を毎月 2 回開催し、各事業における現状や課題等の報告、重要事項に対する審議、業務の進捗状況及び業務プロセスの管理を行うとともに、理事長の経営方針を役員及び幹部職員に対して示し、徹底を図っている。同時に、組織内のイントラネットにより、全職員に対してもれなく伝えるなど、組織内における問題意識の共有化を図ることにより、理事長の意向が組織運営に反映される環境の整備を推進している。また、役員連絡会を毎週開催し、役員間の情報や問題意識について共有化を図っている。

東日本大震災への対応にあたっては、昨年度に引き続き、被災された社会福祉施設や医療施設等の復興を円滑かつ迅速に推進するため、必要な資金の融資や優遇措置などを実施している。さらに、平成 24 年度においては、貸付部門及び経営支援部門が連携した平成 23 年度末における返済猶予中の貸付先 50 法人全てに対する実地調査等の実施、また、東日本大震災の復興応援企画として、福祉医療貸付部、顧客業務部、共済部及び助成事業部が連携した被災 3 県（岩手県、宮城県、福島県）における復興支援セミナーの開催など、多岐にわたる事業を実施している福祉医療機構の特長や専門

性を活かしつつ、業務間の連携を強化することにより、業務の効率的な運営を図り、福祉医療機構の総力を挙げて支援に努めており、独立行政法人としての社会的役割を十分に発揮していると評価する。

また、平成24年4月の組織改正においては、より一層の効率的かつ効果的な業務運営体制の整備として、更なる組織のスリム化により管理職ポストを削減（課長ポスト▲2名）するとともに、ガバナンスの更なる高度化を図るため、総務企画部内に業務管理課を新設し、効率的かつ効果的な業務運営体制の整備を推進している。

さらに、各部横断的に対応することを目的として、関係各部からなる金融庁検査準備室を設置し、リスク管理態勢のより一層の強化・充実を図っている。

以上のように、国の政策や福祉医療に係る経営環境が変化する中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制について継続的に見直しを行っており、また、東日本大震災への対応については、昨年度に引き続き、総力を挙げて支援に努めているなど、中期計画で定めた取組を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 業務管理とリスク管理の充実

金融庁検査準備室において、各事業におけるリスクの洗い出し、リスク管理方針の策定及び管理態勢について検討し、それを踏まえて、態勢整備を含め、内部統制環境の高度化を図るための態勢構築に向けたロードマップを作成するなど、リスク管理態勢の更なる強化・充実を図っている。

福祉医療機構の法人運営に伴い発生する業務上のリスク等については、リスク危機管理基本方針に基づいた機構のリスク対応計画について、各部が自己評価を実施した結果を取りまとめ、リスク管理委員会においてリスク対応計画の是正・改善を図っている。

また、リスク管理の一環として、災害等の発生により業務の継続に重大な影響を受けるリスクに対応するため策定した事業継続計画について実施すべき事項を見直し、災害時に全役職員の安否確認をするシステムの導入を決定し、平成25年度から運用を開始することとしている。

品質マネジメントシステムの運用については、ISO9001 認証機関による定期審査を受審した結果、指摘事項はなく「QMSに基づく、品質向上活動への管理レベルは高い」との評価を受けた。また、業務の合規性及び業務の継続的改善の観点から、全部署を対象に内部監査（統合監査）を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等の業務改善に資する提案等を行うことにより、継続的な業務改善活動を推進している。

さらに、職員の業務改革等に対する意見を聴取するため、理事長自らが若手職員との意見交換会を実施するとともに、意見提案箱により、業務改善にかかる意見提案を募集するなど、職員の意識改革・意欲向上を踏まえた更なる業務改善活動の活性化を図っている。

以上のように、リスク管理態勢の更なる強化・充実を図るとともに、業務改善活動を推進しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

（2）業務運営の効率化に関する措置について

① 業務・システムの効率化と情報化の推進

福祉保健医療情報サービス事業（WAM NET）については、業務・システム最適化計画に基づき、運用経費を縮減するための新システムの設計・開発を実施し、平成24年5月に「クラウド環境提供事業者」を、平成24年7月に「運用・保守事業者」を選定し、平成24年10月から新システムの運用を開始している。

退職手当共済事業、年金担保貸付事業及び承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る入力作業等の委託業務調達については、契約時に設定したサービスレベルの水準の適否を定期的に確認するなど適正な管理を実施している。また、平成25年度の入力

作業等の委託業務の調達にあたっては、業務・システム最適化計画に基づき、応札事業者が公平な見積もりができ、特定の業者に依存しないよう配慮した明瞭かつ詳細な要件及び、サービスレベルを設定し、適正な管理を可能としつつ安定した業務の質を確保するための調達仕様書を作成している。これにより、安定した質の高い業務が実現可能な業者を選定するとともに、情報化統括責任者（CIO）補佐官の支援を受け作成した「実施計画書点検リスト」に基づき、実施計画書の内容を点検するなど、作業実施の効率化を図っている。

また、CIO及びCIO補佐官を中心として、第2期中期計画期間における情報化推進計画の実績評価を行い、第3期中期計画期間に向けての課題整理と見直し方針の取りまとめを実施したうえで、第3期中期情報化推進計画の内容を決定し、情報化推進体制の強化を図っている。

さらに、情報管理担当部署の専門性の向上を図るため外部研修の受講とともに、福祉医療機構の職員のITリテラシー向上を図るため、CIO補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修を実施し、当該業務に必要なITに関する技能の向上を図っている。

以上のように、業務・システム最適化計画を着実に推進し、情報化の推進を図るなど中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

② 経費の節減

一般管理費等の節減については、事務の効率化及び経費の節減の観点から業務方法の見直しによってコスト削減を図るとともに、各職員に対するコスト意識の徹底に努めた結果、中期目標期間の最終年度である平成24年度において中期目標（平成19年度予算と比べて15.5%の縮減）を大きく上回る21.6%の額を節減し、中期計画を達成することができている。

随意契約の適正化については、「随意契約等見直し計画」（平成22年4月策定）に基づく取組みを着実に実施し、競争性のない随意契約は平成24年度において6件となり、契約件数ベースでは前年度に引き続き計画を達成することができている。また、「1者応札・1者応募」に係る改善方策について」に基づく取組みを引き続き着実に実施するとともに、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を平成25年3月に開催し、契約方式の妥当性や一般競争入札等に係る仕様書の内容等について点検を受けるなど、より一層の競争性、透明性の確保を図っている。

福祉医療機構の給与水準については、適正化に向けた取組みとして組織のスリム化の推進や平成22年度と23年度の2回にわたる福祉医療機構独自の本俸引き下げ、平成24年4月より国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施等により、人件費を平成17年度との比較において22.1%の削減を実施した結果、平成24年度（平成25年度公表）における年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は、概ね100ポイント（100.4ポイント）となり計画を達成することができている。さらに、国家公務員の退職手当金の支給水準が段階的に引き下げられたことに伴い、福祉医療機構においても同様の改正を行い、引き続き、給与水準の適正化に努めていることが認められる。

以上のように、一般管理費等の節減については、中期目標を大きく上回る21.6%の額を節減することにより中期計画を達成するとともに、随意契約及び給与水準の適正化についても着実に実施するなど、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

（3）業務の質の向上に関する措置について

① 福祉医療貸付事業（福祉貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成23年度に引き続き、国の推進する介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業の支援として特別養護老人ホー

ム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施（296件 122,697 百万円）し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施（423 件、28,974 百万円）している。その結果、平成 24 年度における審査件数は 1,041 件、審査額は 184,540 百万円となり、引き続き、待機児童解消のための保育所整備の需要及び東日本大震災の被災地における災害復旧・復興資金に対する高い資金需要に迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援していることが認められる。

また、国有地等を利用した社会福祉施設の整備の促進及び養護老人ホームの老朽化等に伴う建替への無利子貸付等の導入を図っている。個別融資相談においては、法人経営の安定、福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の初期段階から融資相談を実施し、利用者ニーズの把握や建物の機能性等、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的な支援・助言等を行っている。さらに、国の政策目標に即した施設整備を支援するため、ユニット型特別養護老人ホーム等の整備に関する調査を平成 23 年度に引き続き実施し、稼働状況やハード・ソフト両面での有効性等の調査結果について標準モデルを作成し、機構ホームページ及び月刊誌 WAM 誌上にて公表するなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備している。なお、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理しており、利用者サービスの更なる向上を図っている。

東日本大震災において被災された社会福祉施設等に対し、平成 24 年度も引き続き、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、個別融資相談、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行い、迅速な対応により審査を実施（44 件 6,434 百万円）したほか、厚生労働省東北厚生局及び関係団体等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として社会福祉施設経営セミナーを開催するなど、被災施設等の復興を積極的に支援している。

以上のように、国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

② 福祉医療貸付事業（医療貸付事業）

当該事業については、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、病院の耐震化整備、介護老人保健施設の緊急整備等について、優遇措置を講じるとともに、増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、貸付契約額は 148,509 百万円（平成 23 年度 139,910 百万円）、資金交付額 157,513 百万円（平成 23 年度 127,834 百万円）となり、いずれも前年度を上回り、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援している。

また、施設整備等を予定している者を対象とした融資相談会を全国 12 ブロックで計 18 回開催するとともに、事業計画検討中のお客さまを直接訪問し、理事長又は院長との意見交換や必要に応じて設計・建築・経営問題に関する専門的なアドバイスを行うなど、借入申込前の利用者に対するサービスの向上を図っている。なお、審査業務及び資金交付業務の迅速化については、いずれも中期計画の目標値の範囲内で処理しており、利用者サービスの更なる向上を図っている。

東日本大震災において被災された医療関係施設等の開設者に対し、平成 24 年度も引き続き、福祉医療機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線（フリーダイヤル）による特別

相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。また、被災地において、地方自治体や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を行うとともに、迅速な対応により審査を実施（119施設 23,599百万円）したほか、厚生労働省東北厚生局及び関係団体等の協力のもと、経営支援室及び顧客業務部と連携し、被災地における復興応援企画として医療施設経営セミナーを開催するなど、被災施設等の復興を積極的に支援していることが認められる。

以上のように、国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

③ 福祉医療貸付事業（債権管理）

平成24年度末におけるリスク管理債権比率（東日本大震災にかかる返済猶予貸付分を除く。）については2.25%となり、中期目標期間における目標1.56%は達成できなかったものの、平成23年度末におけるリスク管理債権比率と比較すると0.19%低下することができ、第2期中期目標期間において最も低い比率となっている。

この主な要因としては、貸付先の経営情報を事業報告書等により継続的に収集、分析し、経営状況の的確な把握に努めたこと、また、リスク管理債権の未然防止策として、債権管理部門と経営支援部門が連携し、経営悪化が懸念される貸付先を直接訪問し、適切な経営改善支援策を講じたこと、さらには、リスク管理債権に係る情報については、役職員で情報を共有するとともに、新たにリスク管理債権となった案件等の状況を毎月定期的に貸付関係部署へフィードバックしたことなどの効果が現れたことがあげられる。

なお、東日本大震災に伴い返済猶予した貸付けに相当するリスク管理債権比率（0.61%）を含めると2.86%となるが、福祉医療機構としては、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復旧・復興を支援するため、最長5.5年間の元利金の返済を猶予する措置を講じるとともに、平成23年度末における当該返済猶予中の貸付先50法人全てに対して、貸付部門及び経営支援部門と連携し実地調査等を実施することにより、施設の運営状況を把握したうえで、既往貸付金に対する返済の可否などについて相談するなど、積極的な支援策を講じているところであり、引き続き、福祉医療機構の総力をあげて取り組んでいくことを期待する。

以上のように、リスク管理債権比率の抑制への取組みや東日本大震災への対応など、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

引き続き、福祉医療機構においては、福祉医療施設を取り巻く厳しい環境が続く中で、政策融資として求められている役割（使命）を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。

④ 福祉医療経営指導事業

集団経営指導（セミナー）については、福祉医療機構からの情報発信を強化するため、機構の独自性を発揮する情報を新たに追加するなど、施設経営を支援するための情報を施設経営者等に的確に提供した結果、延べ受講者数は3,590人となり、年度計画の目標値（2,070人）を上回る実績をあげている。また、セミナーに対する満足度指標も79.2ポイントとなり、中期計画の目標値（65ポイント）を上回るなど、民間の社会福祉及び医療施設の経営者に対し、有益な情報が提供されていると考えられる。

個別経営診断については、効果的なPR活動等を実施した結果、診断件数は375件となり、年度計画の目標値（280件）を大きく上回る実績をあげ、施設の健全経営を支援している。なお、個別経営診断を利用した施設経営者に対するアンケート調査においては、アンケートを回収した144施設の診断先のうち、138施設（95.8%）から「大変参考になった」、「参考になった」との回答を得られており、的確な診断が実施されていると考えられる。また、福祉・医療貸付の融資先が自らの施設の経営状況

と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」（無料診断）のサービスを新たに開始するなど、顧客サービスの向上に努めている。

なお、見直しの基本方針に基づき、福祉医療機構のセミナーについては、引き続き、民間と競合することのないよう、福祉医療機構役職員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、福祉医療機構の貸付事業と密接に連携し独自性を発揮したセミナーを実施している。また、病院・医療経営指導のノウハウの民間への普及については、具体的な手法の検討及び試行的実施として、都市銀行と共同した医療経営セミナーを開催するとともに、民間金融機関に対し病院等の最近の経営動向を含めた医療等に関する研修会を実施し、併せて、病院・医療経営指導等のノウハウの要望等について、民間金融機関等に対しニーズの把握のための調査を行うなど、適切に対応している。

以上のように、民間の社会福祉施設及び医療施設の経営者に対し有益な情報の提供や経営状況の的確な診断を実施しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑤ 社会福祉振興助成事業

当該事業については、政策動向や国民ニーズを踏まえ、「東日本大震災被災者支援」、「高齢者などの孤立防止」、「児童虐待防止」及び「貧困対策」の4分野を重点的に支援する事業として位置づけ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し、公募により助成を実施している。加えて、平成24年度分助成事業の災害福祉広域支援事業については、外部有識者からなる検討会を設置し、災害福祉支援ネットワークの体制などについて検討を行い、その検討内容を踏まえ、国と協議のうえ、災害福祉支援ネットワーク構築のための助成事業にかかる募集を実施し、助成を行っている。

なお、募集に際しては、専門紙、各地のNPOセンター、各種の情報ポータルサイトなどに協力を要請するとともに、制度概要や応募の際の注意点などを職員が説明した動画を新たに作成したほか、助成事業メールマガジン「WAM助成通信」（登録読者数3,048人）の配信など、WAMNET基盤や機構ホームページなどを活用し、可能な限り経費をかけず即時性のある情報発信を行っている。

助成事業の審査、採択については、審査の客観性及び透明性の確保を図る観点から、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において助成の審査・採択にかかる選定方針を策定し、福祉医療機構ホームページにおいて公表したうえで、同審査・評価委員会において審査、採択を行っている。

また、助成事業の事後評価については、自己評価、ヒアリング評価及び書面評価手法により重層的な総合評価を行い、その結果を公表するとともに次年度の助成事業の選定や助成の仕組みの見直しに反映させている。特に、ヒアリング評価結果については、助成先団体の今後の活動の発展や継続の一助となるよう、評価コメントを各助成先団体に対してフィードバックしている。

さらに、助成事業の成果（効果）については、平成24年度分助成事業のうち92.3%が、助成事業を通じて新たに他団体・関係機関等との連携等の効果があったとの回答を得られている。また、助成先団体が実施する事業を利用した方（エンドユーザー）を対象とした満足度調査を実施した結果、94.0%の利用者から満足したとの回答を得ることができ、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーへの高い効果（満足度）も得られている。

民間福祉団体による事業効果の高い優れた取組みを広く社会に啓発・普及するため、全国3か所で事業効果の高かった助成事業を紹介する助成事業報告会を開催したほか、東日本大震災の被災地支援に関して、今後のNPOなどによる民間の福祉活動のあり方や期待される役割などについて考えることを目的として、復興庁職員による講演及び現地で活動する助成先団体の活動報告や課題の提議、各界の有識者によるディ

スカッション等を行うシンポジウムを開催している。

以上のように、透明性が高い公正な助成が実施されているとともに、事後評価結果を効果的に反映させる助成制度のPDCAサイクルが機能しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

今後とも引き続き評価の高かった事業等の全国的普及に努めることを期待する。

⑥ 退職手当共済事業

当該事業については、利用者サービスの向上を図る観点から、退職手当金支給に係る平均処理期間の短縮を図るため、従来の取組みに加え、業務処理における週間処理目標件数の設定及び人的資源の集中化などに取り組んだ結果、退職手当金の請求（930億円）が当初計画（789億円）より大幅に増加したにもかかわらず、平均処理期間が36.9日となり、中期計画の目標値75日を大幅（38.1日短縮）に上回る実績をあげている。

また、電子届出システムについては、利用者アンケートに寄せられた意見を踏まえ、システムの改善を行い更なる操作性の向上に努めるとともに、共済契約者に対する利用案内に加え、機構ホームページにおいて電子届出システムの機能を公開したことなどにより、利用率は84%と非常に高い水準となり、利用者アンケート調査において、91%の共済契約者から事務負担が軽減されたとの回答を得られている。

これら電子届出化を進めたことにより、利用者の手続き面での事務負担を軽減するとともに、届出書類の不備も大幅に減少しており、福祉医療機構の事務の効率化も実現している。

以上のとおり、利用者サービスの向上を図るとともに福祉医療機構における事務の効率化も実現することができており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

⑦ 心身障害者扶養保険事業

当該事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成24年9月に外部有識者からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会を開催し、平成23年度決算を踏まえた財務状況を検証し、検証結果を取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、障害者関係団体、加入者等に公表している。

心身障害者扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、外部有識者からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経たうえで策定した基本ポートフォリオに基づき運用している。運用実績については、年7.85%の運用利回りとなり概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、厚生労働大臣が指示する運用利回り（年2.80%）を確保することができている。この結果、平成24年度末における繰越欠損金については、約99億円となり、前年度に比べ約33億円減少している。

なお、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいですが、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを求める。

⑧ 福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）

当該事業については、業務・システム最適化計画に基づいた新システムの運用を平成24年10月から開始し、介護、福祉、医療に関する制度解説、取組事例紹介、全国各地の特色あるニュースの配信など新たな取組みを行うなど提供する情報の質の向上を図るとともに、国の介護サービス情報公表制度の見直しにあわせ、介護事業者情報については廃止し、各都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供に変更したほか、見直しの基本方針を踏まえ、介護支援専門員（ケアマネジャー）に向けて関連情報を集約し情報提供を行うなど提供する情報の重点化が図られている。

また、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与している。

なお、年間ヒット件数及び利用者満足度指数については、中期計画の目標値を下回っている。これは、国の介護サービス情報公表制度の見直しにあわせ、介護事業者情報を廃止し、各都道府県の公表制度サイトへのリンクによる情報提供に変更したことによるものと考えられるが、今後、利用者のニーズに即した情報を提供することにより、より多くの方に、WAM NETを利用していただき、ヒット数及び利用者満足度指数の向上に取り組んでいくことを期待する。

⑨ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業

当該事業については、見直しの基本方針において、十分な代替措置を講じたうえで廃止すべきとされ、国において検討を行うこととされているが、福祉医療機構においては、利用者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるよう、平成23年12月から貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施しており、当該変更による事業規模の縮減効果の有無について貸付実行データを分析し、報告書に取りまとめるとともに、当該データについては国に対して毎月提供している。

また、返済期間中に生活困窮に陥った利用者に対する貸付条件の変更措置を講じるなど、利用者の生活安定を支援することに寄与している。

さらに、貸付制度の周知、無理のない借入れの注意喚起、多重債務の相談窓口を周知するため、福祉医療機構ホームページによる広報と併せて、リーフレットを作成し、受託金融機関、関係団体等に配布するとともに、反社会的勢力排除の周知について関係団体等に協力を依頼している。

平成24年度の貸付金利の設定にあたっては、中期目標期間中の損益を均衡するよう過年度分の利益剰余金の一部を取崩すことを前提としたため、当期総損失44百万円を予定どおり計上し、安定的で効率的な業務運営を図っている。

以上のように、年金受給者の生活の安定を支援しており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

⑩ 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務

承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、その回収金が国への納付により将来の年金給付の財源となることを踏まえ、貸付先の財務状況等の把握及び分析、保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時実施するなど、適切な債権管理を図っている。また、ローン返済困窮者に対する返済条件の変更措置を講じるなど、延滞債権の発生の抑制に努めている。

以上のように、被保険者の生活の安定を支援しつつ将来にわたる円滑な元利金の返済を確保し、着実な債権回収への積極的努力が認められ、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(4) 財務内容の改善等について

平成24年度においては、年金担保貸付勘定において、当期損失を計上しているところであるが、発生要因等の分析が行われており、その理由も妥当なものであると認められる。また、運営費交付金以外の収入の確保として、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業において、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入を確保している。

さらに、財投機関債の発行については、IR（投資家向けの広報活動）を積極的に実施（37件）したこと等により、市場において優位性の確保を図り、適切な発行条件により円滑な資金調達を行っている。

保有資産の見直しについては、宝塚宿舎及び川西宿舎においては、近隣住民との土地

の境界確定協議が整わなかったことから、現物納付が困難となったため、急ぎよ金銭納付を行うこととなり、平成 24 年 3 月入札を行った結果、落札決定し、5 月に売却代金決済を行い、9 月に国庫納付を完了している。また、その他の保有する資産である東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、玉川宿舎及び高槻宿舎を除き、平成 25 年 4 月に退去を完了させ、見直しの基本方針に基づき適切に国庫納付するための手続きを進めている。

以上のように、財務内容の改善等が適正に行われており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(5) その他業務運営に関する措置について

人事評価制度の適正な運用については、評価結果を昇給、賞与等に反映させている。また、人材の育成については、福祉・医療分野における専門家等を招いて 14 回の研修を開催し、若手職員の育成・専門性の向上に努めるなど、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として各種研修を実施している。さらに、人員に関する指標については、平成 24 年度末の常勤職員数は 251 人（再雇用職員 4 人を含む。）、期初の常勤職員数（299 人）の 83.9%となり、中期計画（期初の常勤職員数の 100%以内）を達成している。

以上のように、人事評価制度の適正な運用と人材の育成に努めており、中期計画を上回る実績をあげていると評価する。

(6) 評価委員会が特に厳正に評価する事項及び政・独委の評価の視点等への対応について

① 財務状況について

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、保険勘定においては、平成 24 年度は当期総利益を計上し、繰越欠損金が大幅に減少したところであるが、繰越欠損金の解消については、外的要因による影響が大きいことから、当委員会としては、福祉医療機構においても、引き続き、外部専門家からなる心身障害者扶養保険資産運用委員会の助言を受けつつ、市場環境を注視しながら運用を実施することで着実に解消を図っていくことを期待する。また、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、速やかに厚生労働大臣に対しその旨申出を行うべきである。

② 保有資産の管理・運用等について

上記（4）で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、現在、福祉医療機構が保有している職員宿舎については、見直しの基本方針に基づき、着実に国庫納付又はその手続きを進めていくべきである。

③ 組織体制・人件費管理について

上記（2）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、引き続き、国の給与改定状況等を注視しつつ、必要に応じた措置を適宜講じることにより、年齢・地域・学歴差等を勘案した対国家公務員指数を概ね 100 ポイントの水準を維持していくよう努めていくことを期待する。

また、健康保険料の労使負担割合の見直しについては、被保険者負担分の保険料率を平成 24 年度から 3 年間段階的に引き上げ、労使折半とすることを決定し、実施しているところであるが、当委員会としては、今後とも、同決定の実施状況について注視していくこととする。

④ 事業費の冗費の点検について

上記（２）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、今後とも、事業費等の点検・見直しを継続的に行い、事務・事業の効率化を推進していくことを期待する。

⑤ 契約について

上記（２）の②で評価したとおり、適切に対応していることが認められる。

なお、随意契約によるものを再委託している案件（１件）については福祉医療貸付事業に係るALMシステムの運用支援を民間金融機関に委託したものであるが、再委託の内容は、受託者である民間金融機関が同システムの堅牢性をより高めるため、外部専門家（システム開発業者）にその運用を再委託したものであり、適切なものと認められる。

また、契約にあたっては、契約審査会において契約方式の妥当性や総合評価及び企画競争に係る評価結果の適正性等について審議を行うことを義務付けるなど、その競争性、透明性等の確保に努めており、今後とも一層の競争性の確保に取り組むことを期待する。

⑥ 内部統制について

福祉医療機構における内部統制の整備に関しては、理事長を中心として、積極的な取り組みが行われていることが認められる。

具体的には、理事長から全役職員に対して、役員会及び経営企画会議等の会議の場において、「お客さま目線」と「組織の健全性」という二つのものさしを念頭に置き、全役職員が一体となって、福祉と医療の民間活動を支援するという社会的使命を果たすために、主体的に業務を邁進するよう指示がなされている。年度初めの経営企画会議においては、理事長から役員・幹部職員に対して、当該年度における重点目標・課題等の明確な指示（進発・経営企画会議理事長示達）がなされているなど、理事長のリーダーシップが強く発揮されていることが認められる。また、毎月の経営企画会議において、理事長所感（理事長の経営姿勢や考え方等）を役員・幹部職員に対して指示すると同時に、この理事長からの示達及び理事長所感については、イントラネットを通じて全職員に対しても発信され、組織内での目標・問題意識の共有化を図っている。さらに、役員連絡会を毎週開催し、組織内での情報の共有化・問題意識の統一を徹底するなど、理事長の意向が組織運営にいち早く反映できる統制環境が整備されていると認められる。

また、リスク対応計画に基づくリスク管理の自己評価を実施し、評価結果を取りまとめ、リスク対応計画の是正・改善を行い、福祉医療機構が抱えるリスクに対して、全役職員が参加する仕組みを構築しており、加えて、平成24年度においては、リスク管理態勢の更なる強化・充実を図るため、改めて各事業におけるリスクを洗い出し、リスク管理方針の策定及び管理態勢について検討し、態勢整備を含め、更なる内部統制態勢の構築に向けたロードマップを作成している。

さらに、各事業における業務の進捗状況及び業務プロセスの監視を経営企画会議において管理するとともに、監事又は監査室による監査報告等について役員会で把握・検証を行っている。なお、監事監査にあたっては、監事監査計画の重点監査項目として、内部統制の整備状況について監査を行っており、内部統制・ガバナンス強化等において、理事長としてのマネジメントが十分に発揮していることを確認している。

内部統制の整備を通じて、役職員が経営の方向性や理事長の考えを共通認識として持つことにより、主体性を持った取組が行われることになり、また組織全体のリスクの把握が行われることにより、自らの職務だけではなく、他の職務に対する意識が高まることとなり、各業務における連携の強化や法人全体の業務運営の向上を図っていると高く評価する。

今後とも、内部統制の有効性を更に高め、組織一丸となって福祉医療機構の役割を効果的に果たすため、業務を遂行されることを期待する。

⑦ 事務・事業の見直し等について

福祉医療機構においては、見直しの基本方針、行政刷新会議における事業仕分け、厚生労働省省内事業仕分け等において指摘された事項等に対して、適切に対応していることが認められる。

また、「平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について」（平成 25 年 5 月 20 日政策評価・独立行政法人評価委員会）において、平成 24 年度における独立行政法人の業務の実績に関する二次評価の重点事項として示された「検査・試験・評価等業務」に福祉医療機構の福祉医療経営指導事業（個別経営診断）が対象とされているところであるが、業務の効率化や利用者の利便性の向上等について、適切に対応していることが認められ、今後とも国民のニーズを把握したうえで、更なる利用者サービスの向上に努めることを期待する。

⑧ 法人の監事との連携状況について

当委員会では、評価の実施に当たり、監事の監査報告書の提出並びに監事監査の実施状況及び業務運営上の検討点について説明を受け、評価を行った。